



## マイナポータル、使ってみませんか？！

2024年12月2日以降、従来の保険証は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行されました。従来の保険証は有効期限内なら従来通り利用可能ですし、マイナ保険証をお持ちでない方には保険証の代わりに資格確認証が発行されますので、これまでと何ら変わりなく受診して頂けますが、マイナンバーカードをお持ちの方は、タンスの中に大事にしまっておくのではなく、メリットを十分に活用されては如何でしょうか。国に自分の個人情報をすべて管理されるのは嫌だからマイナンバーカードは持たないというのは大きな勘違いです。私たちの個人情報は、国や地方公共団体によって既に管理されております。所得情報、保険・医療費、年金情報等々ですが、これらの情報を当の本人が確認するためにこれまで役所に出向いて面倒な手続きをしなければならなかったことが、スマホから簡単に出来るのがマイナポータルです。公金受取口座の登録や変更・健康保険証としての利用・年金に関する情報の確認や手続き・確定申告の電子申請・児童手当や介護保険などの電子申請・行政機関等からの通知受け取り・引越しの手続きなどです。



マイナ保険証を利用するメリットとして、マイナポータルに自分の医療費や薬剤、健診に関する情報が連携されるため、いつでも確認できますし、確定申告の医療費控除に使用できる「医療費通知情報」を取得できるので、申告時に書類への自動入力が可能となっております。また、窓口で限度額以上の支払いが不要になる、就職・転職・引っ越し時の切り替えが簡単になるといったメリットもあげられます。マイナンバーカードは持っているけど、健康保険証として利用申し込みはしていないという方も、当院に設置している顔認証付きカードリーダーで簡単に行うことができますので心配いりません。

マイナ保険証から始まる医療のデジタル化により、利用される方の利便性と有益性は今後益々進められていくものと思われます。今後は電子処方箋も普及するものと思われます。通常、マイナポータルへの処方・調剤情報の反映には概ね1ヶ月程度を要しますが、電子処方せんに対応した医療機関・薬局から登録された処方・調剤情報は、すぐに閲覧することができます。また、マイナポータルを通して患者さん自身が閲覧できる電子処方せんの処方・調剤情報を、アプリ上に表示することができる電子版お薬手帳アプリも登場しています。検索機能、服薬アラーム機能やアレルギー・副作用の情報記録機能と組み合わせることで、ご自身の健康管理にさらに役立ちます。電子処方箋が普及していくことで、全国どの医療機関・薬局を訪れても継続的な処方・調剤を受けやすくなり、災害等の非常時にも安心です。当院においても現在準備を進めており、まもなく対応予定です。



電子処方箋が普及していくことで、全国どの医療機関・薬局を訪れても継続的な処方・調剤を受けやすくなり、災害等の非常時にも安心です。当院においても現在準備を進めており、まもなく対応予定です。